

今治市の小中学校における学校規模
及び学校配置のあり方について

答申案

令和 7 年 4 月

今治市通学区域調整審議会
(第 5 回用)

目次

はじめに

第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について

- 1 今治市の小中学校の適正規模
 - (1) 望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準
 - (2) 望ましい学校規模の基準
- 2 今治市の小中学校の適正配置
 - (1) 望ましい学校配置の基準
 - (2) 学校と地域コミュニティとの関係

第2章 学校統合について

学校統合の検討を進める学校（統合検討対象校）

第3章 実現に向けて

- 1 学校統合について配慮すべき事項
 - (1) 配慮すべき点
 - (2) 小規模校の良さを生かす取組
- 2 具体的な進め方
 - (1) 基本計画の策定
 - (2) 地域における協議
 - (3) 学校統合への移行準備

（参考資料）

諮問書

今治市通学区域調整審議会委員名簿

今治市執行機関の附属機関設置条例・今治市通学区域調整審議会規則

今治市通学区域調整審議会開催経緯

関係法令等

（検討資料）

- 1 国が示す学校の適正規模と適正配置
- 2 文部科学省の考え方【抜粋】「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」
- 3 小規模校におけるメリット・デメリット
- 4 過小規模（複式学級）のメリット・デメリット
- 5 これまでにいただいたご意見
- 6 人口及び年少人口等の推移
- 7 小学校・中学校の現況
- 8 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション

はじめに

今治市通学区域調整審議会は、「市立小学校、及び中学校の通学区域の調整に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項」を担う目的で、今治市執行機関の附属機関設置条例に基づき設置されました。

本審議会では、教育委員会より、「今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について（第2次今治市学校適正配置基本方針の策定に関すること）」について諮問を受け、令和6年6月4日の第1回の審議会を皮切りに、令和7年6月までに6回の審議会を開催し、慎重に議論を進めてまいりました。

現在、少子化の進行により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでおります。その結果、児童生徒が多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら成長する環境を確保することが難しくなっている現状があります。このような状況を踏まえ、本会は、今治市の小中学校のあり方を、児童生徒の将来を見据えた長期的な視点に立って検討し、「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」が可能となるよう審議を行いました。

通学区域の設定は、教育の平等という教育施策の根幹に関わる重要な課題であり、その対応には慎重さが求められます。しかしながら、人口の移動や道路・交通事情の変化、さらには地域の文化的・社会的な環境の変遷に伴い、現状に即した通学区域の見直しが必要となることも想定されます。

公立小学校・中学校は、単なる教育機関にとどまらず、地域を象徴する存在でもあります。今後進行する少子化の中で、「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」を目指しつつ、地域社会とともに学校のあり方を考えていくことが重要です。本会では、児童生徒の通学に伴う負担等を考慮しながら、適正な学校規模を検討し、学校統合を検討する対象校の提案を行いました。

その結果を踏まえ、本日、今治市教育委員会に対し答申を提出いたします。

本答申が、教育委員会や、それぞれの地域の皆様において十分に協議され、各地域にふさわしい、また子どもたちの健やかな成長に資する結論が導かれることを心より願っております。

第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について

1 今治市の小中学校の適正規模

審議会では、子どもたちがより良い教育環境のもとで学び、最大限の教育効果を得られるための適正な学校規模の基準として、1学級35人編制（※注1）を基本とし、1校当たりの適正な学級数の下限を「〇〇学級以上」とする形で検討を行いました。

下限数のみとしたのは、少子化の進展により、今治市の将来の児童生徒数を考えた場合（※注2）、学校の大規模化の可能性は少なく、上限数を設ける必要がないと判断したためです。

検討の結果、今治市の小・中学校の適正規模については、国が示す基準（※注3）に基づき、持続可能な学校を運営を行える教職員等人員規模の確保が必要であること、学校の規模によるメリット・デメリット（※注4）を慎重に考慮し、過小規模とならない学校規模や児童生徒同士の集団活動やきめ細かな指導が行われる環境の必要性などの観点を踏まえて、「児童生徒数の基準」「学校規模の基準」を設定することとしました。

（1）望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準

- 小学校 … 20人以上
- 中学校 … 30人以上

審議会では1学級35人編制を基準とする各学校各学年の児童生徒数の下限を、単学級であっても過小規模過ぎない適度な人数で学級編制が出来る規模として、小学校は20人、中学校は30人が望ましいと考えます。

また、保護者等へのアンケート結果では1学級の人数は小学校は20人程度、中学校は30人程度が望まれており、10人程度といった少人数学級はほとんど望まれていないことが明らかとなりました。

（2）望ましい学校規模の基準

- 小学校 … 6学級以上（1学年1学級以上）
- 中学校 … 6学級以上（1学年2学級以上）

審議会では、少子化が進む状況においての学校規模としては、各校区での児童生徒の増加は見込めないため、上限数を考慮せず、下限数を検討しました。学校運営が円滑にできる教職員数が確保でき、「多様な友達との触れ合い」や「クラス替えができる規模」また「一人一人に目が届くきめ細かな指導」のバランスに配慮して、小学校では1学年1学級、中学校ではクラス替えが出来る下限の学級数である1学年2学級が望ましいと考えます。

また、保護者等へのアンケート結果では、1学年の学級数については小学校では学級数にあまりこだわりは見られませんでした。一方、中学校においては、過半数が1学年あたり3学級以上を望んでいるものの、地域による差が見受けられました。また、多様な友達との触れ合い、クラス替えが出来ることを望んでいることも明らかとなりました。

注1) 検討資料1) 国が示す学校の適正規模と適正配置のうち、学級編制の基準

注2) 検討資料6) 人口及び年少人口等の推移

注3) 検討資料2) 文部科学省の考え方【抜粋】

注4) 検討資料3) 小規模校のメリット・デメリット

検討資料4) 過小規模（複式学級）のメリット・デメリット

2 今治市の小中学校の適正配置

今治市の小中学校の配置について、児童生徒が安全かつ快適に通学できる環境の確保を前提に、徒歩を基準とした通学距離の適正範囲について検討を行い、また今治市の地理的特性など地域性について検討を行いました。

(1) 望ましい学校配置の基準

●小学校 … 徒歩により概ね4km以内とする。

●中学校 … 徒歩により概ね6km以内とする。

※なお、学校統合により通学距離が小学校で3km、中学校で5kmを超える場合には、スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討する。

通学距離については、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令で「通学距離が小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内であること」が示されています。

本市では、平成22年2月に策定した「今治市学校適正配置基本方針」において国の基準に基づいた配置としており、今回の検討においても、同様の基準を適用することが適切であると判断しました。

なお、学校の再配置により通学距離が延びる場合、児童生徒の通学環境に大きな変化が生じる可能性があるため、その影響を十分に考慮し、通学距離が3km、中学校で5kmを超える場合に、スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討することとしました。

(2) 学校と地域コミュニティとの関係

●「陸地部については、旧市町村域を越えない学校統合」、
「島しょ部については、島域を越えない学校統合」を適正とする。

学校は、単に児童生徒が学ぶ場であるだけでなく、地域コミュニティの中心的な役割を担う重要な施設でもあります。そのため、学校と地域が連携し続ける体制を整備し、持続可能な関係を築くことが求められます。

具体的には、学校と地域の歴史的・社会的なつながりを尊重し、地域の特性を十分に考慮することが重要です。また、地理的条件や人口動態の変化を踏まえ、地域の実情に即した柔軟な対応が求められます。

さらに、学校は地域の防災拠点としての役割も担っているため、災害時の避難所としての機能や、地域住民が利用しやすい環境の整備にも配慮する必要があります。

これにより、平時からの地域との連携を強化し、学校が地域全体の安全・安心を支える拠点として機能できるようにすることが重要と判断しました。

第2章 学校統合について

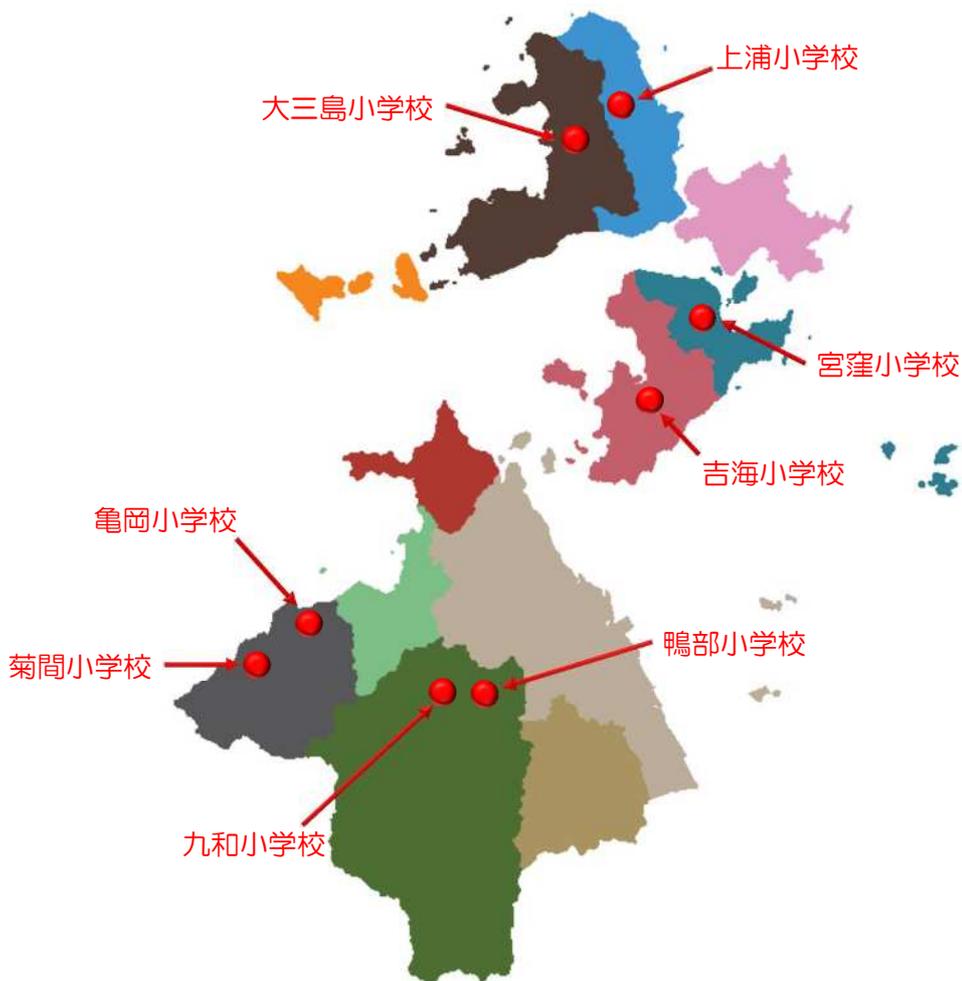
「望ましい学校規模の基準」に基づき、学校ごとに児童数を予測し（※注5）、過小規模が想定される学校を選定した上で、「学校と地域コミュニティとの関係」を考慮した結果、学校統合の検討を進める学校について審議しました。

●学校統合の検討を進める学校（統合検討対象校）

- ・鴨部小学校、九和小学校 【玉川地域】
- ・亀岡小学校、菊間小学校 【菊間地域】
- ・吉海小学校、宮窪小学校 【大島】
- ・上浦小学校、大三島小学校【大三島】

旧市町村域を越えない
学校統合

島域を越えない学校統合



注5) 検討資料7) 小学校・中学校の現況

検討資料8) 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション

第3章 実現に向けて

1 学校統合について配慮すべき事項

本審議会では、子どもたちにとってより良い教育環境を実現するため、小中学校の適正規模・適正配置について検討を進めてきました。

一方で、小中学校の役割は、子どもたちの教育の場である「教育施設としての役割」だけでなく、様々な地域活動の場である「地域社会における役割」も担っており、「学校統合が、自治会や公民館等の地域の活動に大きな影響を与えるのではないか」という意見も審議会の中で挙げられました。

このため、私達は、今後行政が、学校統合を円滑に進めるにあたっては、教育環境の向上のみならず、地域社会への影響にも十分配慮することが重要であると考え、それぞれの配慮すべき点を以下の通り整理しました。

(1) 配慮すべき点

① 学校運営について

ア 学校統合が行われた場合、人数の増加に伴う児童生徒の戸惑いや不安を和らげ、新たな人間関係の構築に留意した学校運営に配慮する。そのために、学校統合前から交流を促進し、段階的な適応を図ることが望ましい。

特に、学校行事や合同授業などを通じて、円滑な学習環境の形成に努める。

イ 小規模校においては、少数教員による学習指導や校務負担の増加が課題として挙げられている。統合後も適正規模に満たない小規模校については、教職員の増員や外部支援の活用を検討し、教育の質を維持するための対策を講じる。

② 通学支援について

ア 学校統合により通学距離が延びる児童生徒が生じる場合は、健康管理や安全確保に十分配慮し、必要に応じてスクールバス等の通学支援を検討する。

イ 学校統合により隣接校への通学の方が距離・時間の面で有利となる場合は、児童生徒の負担を考慮し、学校選択の柔軟な対応を検討する。

③ 地域への影響について

ア 学校は教育の場であると同時に、災害時の避難所や地域活動の拠点としての役割を担っている。学校統合を進める際には、学校のなくなる地域の住民に対して、その必要性を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、避難所機能や地域活動に十分配慮する。

イ 学校統合に伴い、自治会や公民館や社会教育などの地域の社会活動に不具合が生じないように検討するなど、地域社会の維持・発展に配慮する。

(2) 小規模校の教育環境の魅力化に向けた取組

本審議会では、学校統合の検討を進めるにあたり、学校の教育環境をより魅力的にし、児童生徒の学びの質を向上させることが重要であると考えています。そのため、地域や学校の特性に応じて、以下のメニューから適切な施策を選択し、学校の特色を生かした教育環境の充実を図るよう求めます。

なお、学校統合の対象となる学校については、統合の検討と並行して、これらの施策の導入についても具体的な検討を進めます。

①「小中一貫校制度」の導入

義務教育の9年間を一貫した教育方針のもとで指導することで、学習面・生活面において統一性のある指導が可能となり、生徒一人一人の成長を長期的にサポートします。また、小・中学校の教員の連携を強化し、生徒の課題を共有することで、児童生徒の学習状況や課題を共有し、より個々に寄り添った教育が実現します。さらに、異学年交流の機会を増やすことで、児童生徒が学年の枠を超えて関わり合い、互いを尊重し合う関係性を築くことができるようになります。

②「小規模特認校制度」の導入

文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用について」通知に基づき、希望する児童生徒が校区外からも入学できる制度です。少人数ならではのきめ細やかな指導を生かし、特色ある教育プログラムを実施することで、児童生徒一人一人の学びのニーズに応えます。また、地域との連携を深め、地域の特色を活かした教育活動を展開することで、学校の魅力をさらに高めることが期待されます。

③「不登校対策拠点校」の設置

文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用について」通知に基づく、希望する児童生徒が校区外からも入学できる制度を活用し、不登校の児童生徒を受け入れるための拠点校を設置します。小規模校の少人数教育環境を活かし、一人一人の状況に寄り添いながら、学びやすい環境を整備し、個別最適な指導を実施します。また、不登校経験のある児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう、生活環境や成長過程に配慮した柔軟な対応を行います。

④「今治版デュアルスクール」の展開

デュアルスクールとは、「二拠点居住」や「地方移住」を促進することを目的とした制度で、都市部と地方の学校を行き来しながら学ぶ新しい教育の形態です。本市では、この制度活用を通じて、都市と地方の異なる学習環境や生活環境を経験できる機会を提供します。豊かな自然環境の中で、新しい環境に適應する経験を通じて、多様な価値観や視点、チャレンジ精神が育まれます。保護者にとっても、子どもと過ごす時間が増えることや、移住先の教育環境を実際に体験できることから、教育に対する不安の軽減につながると考えられます。

今後、市域全体でこの取組を推進し、さらなる内容の充実を図ります。

⑤「隣接校との交流促進」

小規模校同士、大規模校との「学校行事」や「授業の共同開催」交流を通じて、「様々な個性を持つ友達との触れ合い」や「切磋琢磨する競争心」を育むことが期待される取組です。異なる学校の児童生徒や教員と交流することで、多様な学びの機会が得られます。例えば、コミュニケーション能力や協調性を育む機会となり、異なる背景を持つ人々と関わることで社会性が向上します。また、学校同士の交流を通じて、地域全体の連携が強化、地域社会全体で子どもたちを支える機運醸成につながります。さらには、近隣校との交流により、教育資源や施設を共有することができ、効率的な教育活動が可能となると考えます。

これらの効果が見込めることから、近隣校との交流は子どもたちの成長や地域社会の発展に大きく寄与し、今治市全域での交流促進が図られると考えます。

⑥「ICTの活用」による教育の充実

小規模校では、児童・生徒数の少なさから授業の多様性や活気に欠けるといった課題が指摘されています。これに対して、ICT（情報通信技術）を活用した取組が全国的に効果を上げている事例があります。例えば、ある地域では複数の小学校間で遠隔合同授業を実施し、異なる学校の児童同士が対話しながら学ぶ機会を設けています。これにより、児童のコミュニケーション能力の向上や多様な意見に触れる機会が増え、教育の質の向上につながっています。

本市においては、島しょ部や山間部など物理的な距離が離れている小規模校が存在するため、生徒同士の交流だけでなく、教職員同士の交流を図ることで小規模校における業務負担の軽減（知見の活用や担当業務の課題解決に向けたコミュニケーションなど）に効果が期待できます。

そのため、今後の少子化の進展による小規模校化が進むことが見込まれている市内各校においても積極的に実証・導入を進め、生徒同士・教職員同士のコミュニケーションが図れる環境を整える必要があります。

⑦「地域で学ぶ、地域から学ぶ」授業の充実

地域住民の方が講師となり、当該地域の特性や良さを生かした授業を行う等、学校運営に参画してもらおう取組であり、地元の産業や文化を学ぶ「地域学習」等の実施により、児童生徒の地域への愛着が深まるなど、当該地域に学校が存続する意義を一層高めることにつながると考えます。

2 具体的な進め方

学校の運営を行うためには、児童生徒と教職員だけではなく、地域住民と連携した運営が必要です。

そのため、学校施設の統廃合を検討する場合には、市民・行政・保護者が協働で議論を進めていく必要があります。それぞれの役割分担を明確にし、円滑な議論を進めるための手順を示すこととします。

【教育委員会】

(1) 基本計画の策定

教育委員会は、今治市通学区調整審議会の答申をもとに、「第2次今治市学校適正配置基本方針」を策定し、学校適正配置（学校統合）を検討する地域や学校を公表する。

【地元代表の協議会】

(2) 地域における協議

- ① 今治市では、学校適正配置（学校統合）を検討する地域ごとに、PTA、自治会、その他関係団体などから構成される地元代表の協議会を設置する。
- ② 地元代表の協議会は、教育委員会の公表した基本計画をもとに当該地区の学校適正配置（学校統合）について検討する。
- ③ 地元代表の協議会は、学校適正配置（学校統合）について地元の児童生徒の保護者や住民に対する説明や意見の集約を十分に行い、学校統合の方針を決定する。
- ④ 地元代表の協議会は、学校適正配置（学校統合）についての意見を、協議が整った地域から順次教育委員会へ提出する。

【統合準備会・教育委員会】

(3) 学校統合への移行準備

- ① 学校統合の方針決定により、PTAや学校代表等による統合準備会を設置する。
- ② 統合準備会は、児童生徒や保護者、学校教職員の意見の把握に努め、学校統合の実施方法を検討すると共に、遠距離通学者への配慮や移行期間には児童生徒の交流事業等を実施するなど円滑な移行準備を進める。

<検討手順のイメージ図>

